第二第一号(三)及び(五)に掲げる放水用設備	○・二五メガパスカル以上	六十リットル毎分以上	十メートル以上	棒状放水時の五十パーセントを超えることと
第二第一号(四)に掲げる放水用設備	○・一七メガパスカル以上	八十リットル毎分以上	七メートル以上	六十リットル毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百三十パーセントを超えないこと
				八十リットル毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百三十パーセントを超えないこと

(四)　ノズルに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないこと。

(五)　ノズルに最高使用圧力の一・五倍の水圧力を三分間加えた場合において、亀裂、著しい変形、漏水等を生じないこと。

第十三　表示

表示は、次に定めるところによる。

一　放水用設備には、次に掲げる事項を当該放水用設備又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(一)　製造者名又は商標

(二)　製造年

二　簡易操作型放水用設備には、前号のほか、次に掲げる事項を当該簡易操作型放水用設備又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示するとともに、当該簡易操作型放水用設備の性能、点検方法及び注意事項を記載した説明書を備え付けること。

(一)　操作手順を示す絵表示

(二)　一人で放水操作が可能である旨

(三)　天井に設置するものである場合にはその旨

(四)　最高使用圧力

(五)　設計圧力損失値（消防用ホースを消防用ホース収納部から延長して放水した場合における圧力損失の最大値をいう。）

三　天井に設置する簡易操作型放水用設備の降下装置には、降下装置である旨を、当該降下装置又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

四　消火栓弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(一)　製造者名又は商標

(二)　製造年

(三)　型式番号

(四)　呼称

(五)　屋内消火栓設備の屋内消火栓及びスプリンクラー設備の補助散水栓にあっては、最高使用圧力

(六)　開閉弁の開閉方向

五　ノズルには、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(一)　製造者名又は商標

(二)　製造年

(三)　呼称

(四)　簡易操作型放水用設備に用いるものにあっては、次の事項

イ　型式記号

ロ　開閉位置又は開閉方向

ハ　棒状及び噴霧状の放水の切替えができるものにあっては、棒状及び噴霧状の放水の切替え位置

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

2　平成二十六年三月三十一日までの間は、第四第一号中「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。）第七条に規定する差込式差し口」とあるのは「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号。以下「差込式結合金具省令」という。）第五条に規定する差し口」と、「同令第九条に規定するねじ式差し口」とあるのは「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号。以下「ねじ式結合金具省令」という。）第五条に規定する差し口」と、第十一第三号(二)中「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第十二条」とあるのは「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第十三条」と、「同令第二十四条」とあるのは「同令第四十一条」と、「同令第四十二条」とあるのは「同令第三十条」と、第十二第一号中「結合金具規格省令第八条に規定する差込式受け口」とあるのは「差込式結合金具規格省令第六条に規定する受け口」と、「同令第十条に規定するねじ式受け口」とあるのは「ねじ式結合金具省令第六条に規定する受け口」と読み替えるものとする。

（経過措置）

3　この告示の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成二十六年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水用器具並びに連結送水管の放水口及び放水用器具のうち、改正後の屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準第三、第四（第四第二号の規定を除く。）、第十一、第十二及び第十三（第十三第四号の規定を除く。）の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○消防庁告示第三号

エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十六号）の施行に伴い、エアゾール式簡易消火具に関する件（昭和五十七年消防庁告示第六号）は、廃止する。

平成二十五年三月二十七日

消防庁長官　岡崎　浩巳

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。